

令和5年1月3日
山形県高病原性
鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の解除について

令和4年12月8日（木）に鶴岡市で発生した事例について、防疫措置が完了した12月12日（月）から21日が経過したことから、農林水産省と協議の上、移動制限区域（発生農場から半径3km以内）を解除するとともに、消毒ポイントの運営を終了しましたのでお知らせします。

- 1 移動制限区域の解除の日時
令和5年1月3日（火）午前0時
- 2 消毒ポイントの運営の終了
(1) 移動制限区域の解除に伴い、運営を終了する消毒ポイント
 - ・ 鶴岡市 藤島体育館駐車場
- 3 今後の予定
 - ・ 各種相談窓口は、当面の間、継続

【報道機関へのお願い】

- 高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車輛からウイルスが拡散する懸念があります。このため発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力を御願いたします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問合せ先】

農林水産部畜産振興課
課長補佐（衛生）高橋斉史
電話：023-630-3350
〔報道監〕農林水産部次長 森谷 健